

市からの連絡帳

童の障害を支給事由とする公的年金を受給可能な場合は支給されません。

手当額
重度障害児月額 50,750円
中度障害児月額 33,800円
各手当共通事項

各手当は、申請のあった翌月分から支給されます。所得が限度額以上の場合には支給が停止されます(2ページ右下表参照)

児童扶養手当については、手当の受給者が母の場合、母が監護する児童の父から、母または児童が受け取る養育費の金額の8割が母の所得として取り扱われます。

子育て支援課 ☎(☎460-9840)

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員) 子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員の登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)

要電話申し込み

時・場 6月5日(木)午前10時~正午・イングビル3階 6月28日(土)午前10時~正午・保谷庁舎

必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚 印鑑 80円切手1枚(会員証郵送用)

締 6月4日(水)午後5時 6月27日(金)午後5時まで

ファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)

福祉

C型肝炎インターフェロン治療医療費助成制度が変わりました

東京都で実施のC型肝炎の方に対するインターフェロン治療医療費助成がかわり、4月からは国制度に準じてB型・C型肝炎の方に対するインターフェロン治療医療費助成が実施されました。

主な変更点は次のとおりです。

B型肝炎のインターフェロン治療も助成対象になります。都内在住1年以上が都内在住になります。

自己負担額が所得に応じて、自己負担なし・1・3・5万円の4区分になります。

6月末までに申請した方は、助成開始を4月1日までさかのぼれます。

旧制度のC型肝炎インターフェロン治療医療費助成制度は、6月30日(月)で終了します。

障害福祉課 ☎(☎438-4035)

防災・防犯

住宅用火災警報器の購入・取り付け費の助成がスタート

新築・改築住宅は平成16年10月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となっています。今お住まいの住宅にも平成22年4月1日から設置が義務になります。高齢者の方を火災から守るため、住宅用火災警報器の購入・取り付けについての助成がスタートします。全員が75歳以上の世帯(単身世帯含む)の世帯主の方が申請できます。

申請期間 6月1日~平成21年3月31日

助成対象 住宅用火災警報器の購入・取り付け費(1世帯2個)

6月1日以降の購入・取り付け分に限りです。

助成金額 10,000円(上限) 1世帯1回限り

危機管理室 ☎(☎438-4010)

子どもの安全対策! ~地域安全マップと防犯ブザー~

地域安全マップは、子どもたちが住む地域を自ら歩き、犯罪にあいそうな危険な場所や安全な場所を確認しながらつくる地図です。マップ作成を通じて「危険な場所」を自分で判断できるようになり、危険回避の能力が身につきます。

学校・自治会・地域のグループなど一定人数以上で作成の場合、職員がサポートしますのでご連絡を。

また、お子さんたちが携帯する防犯ブザーは、犯罪に巻き込まれそうになったときに作動するように、日ごろから電池確認などの点検をお願いします。

危機管理室 ☎(☎438-4010)



商業

市内の空き店舗に創業・開業する方を支援

西東京商工会では、市の支援のもと「チャレンジショップ事業」の応募者を募集します。

☎新規開業時から最大12か月の家賃について、月額費用の50%以内(1件あたりの上限月額5万円)を助成

募集件数 2件
☎次のすべての要件を満たす方
小売業・サービス業のほか、コミュニティビジネスなど、独立開業を目指していること。

事業者自身が直接事業を行うことができること。

空き店舗で行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得が確実なこと。

市内の契約可能な空き店舗を、事業者自身が選定し、契約できること。

空き店舗所有者と同一世帯、生計を同一にする方、またはその3親等以内の親族でないこと。

開業前に西東京創業支援相談センターが開催する講習を受講できること。

市税の納税義務者の場合は、滞納していないことなど。

選考は提出された事業計画などにより実施

☎商工会事務局にある申込書を記入し、必要書類を添付のうえ、7月25日(金)(消印有効)までに、西東京商工会へ郵送または直接持参。

☎西東京商工会

*保谷事務所(☎424-3600・〒202-0005住吉町6-1-5)

*田無事務所(☎461-4573・〒188-0012南町5-6-18イングビル3階)

産業振興課 ☎(☎438-4041)

ごみ

6月2日(月)から廃棄物処理手数料の減免申請を受け付け

~市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布します~

1月から家庭ごみの有料化が始まり、市の指定収集袋でごみを排出していただいています。

生活に困っている世帯などを対象に、指定収集袋の減免(無料配布)の申請を受け付けます(下表参照)。

申請時に配布しますので、持ち帰り

用の袋を持参してください。
代理の方が申請する場合は、委任状等を持参してください。
市民税非課税の確認が必要な世帯については、当日配布できない場合があります。

ごみ減量推進課 ☎(☎438-4043)

緑化

生垣設置助成制度のご利用を

みどり豊かなまちづくりを推進するために、道路に面した場所に新しく生け垣を作りたい方、ブロック塀などを撤去して生け垣にしたい方は、ぜひご利用ください。

生け垣設置費用の補助金...1m当たり10,000円(30mを限度)

生け垣に改造する場合の既存ブロック塀などの撤去費用の補助金...1m当たり6,000円(30mを限度)

みどり公園課 ☎(☎438-4045)

保存樹などの指定を受け付け

次のとおり申請してください。

指定基準 周囲の住環境を損なわない状態で、健全・美観上すぐれており、次の~の基準のいずれかに適合するもの

保存樹木の基準 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.5m以上のもの 木の高さが15m以上のもの 株立ちした樹木で、その高さが3m以上のもの

はん登性樹木で、枝葉面積が30㎡以上のもの 特異な樹木で、高さが3m以上の保存に値するもの

保存生垣の基準 生け垣をなす樹木の集団で、長さが10m以上のもの

保存樹林の基準 樹木の集団で、土地面積が100㎡以上のもの

補助金 保存樹木...1本当たり年額5,000円、保存生垣...1m当たり年額240円、保存樹林...1㎡当たり年額60円

みどり公園課 ☎(☎438-4045)

減免対象 (重複する場合は、1つのみ対象とします)	申請に必要なもの
生活保護世帯	印鑑・生活保護担当者確認印を押した申請書
中国残留邦人などの円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支給給付を受けている世帯	印鑑・本人確認証
児童扶養手当受給世帯	印鑑・手当受給証
特別児童扶養手当受給世帯	印鑑・手当受給証
老齢福祉年金受給世帯(対象が明治44年に生まれた方)	印鑑・年金受給証
遺族基礎年金受給世帯(夫が死亡し18歳未満の扶養者がいる母子世帯)	印鑑・年金受給証
身体障害者手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	印鑑・身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	印鑑・精神障害者保健福祉手帳
愛の手帳1度または2度を所持している市民税非課税世帯	印鑑・愛の手帳

受付日 受付時間:午前9時~午後5時 (正午~午後1時を除く)	受付場所
6月2日(月)~7日(土)	保谷庁舎2階会議室
6月9日(月)~14日(土)	田無庁舎5階502・503会議室
6月15日(月)~16日(月)	下保谷図書館2階会議室
6月20日(金)~21日(土)	芝久保公民館第1学習室
6月24日(火)~25日(水)	保谷公民館第2学習室
6月27日(金)~28日(土)	ひばりが丘公民館講座室II

配布枚数(7月~平成21年6月分) ・可燃・不燃ごみ兼用袋130枚 ・プラスチック容器包装類専用袋50枚 平成21年7月分以降は平成21年6月に配布	1人世帯	小袋(10リットル相当)
	2~4人世帯	中袋(20リットル相当)
	5人以上世帯	大袋(40リットル相当)

「ミャンマー・サイクロン」「中国大地震」災害救援金へご協力を!

市では現在、「ミャンマー・サイクロン」「中国大地震」の被災地への救援金の受け付けをしています。この救援金は、日本赤十字社を通し被災地へ送られます。

皆様のご協力をお願いいたします。

時 6月10日(火)まで
場 田無庁舎(2階総合案内)

保谷庁舎(1階総合案内)
保谷公民館
田無公民館
ひばりが丘公民館
谷戸公民館
芝久保公民館
ひばりが丘図書館(6月1日から)
生活福祉課
☎(☎464-1311 内線2312)